

特定建設作業の種類一覧		騒音規制法	振動規制法	市条例
		・用途地域 ・国道等幹線道路の 周辺	・工業専用地域を 除く用途地域 ・国道等幹線道 路の周辺	・市内全域
種類	区分	法及び条例施行令別表に掲げる番号		
くい打機を使用する作業	・アースオーガーと併用する作業		①	①
	・圧入式を使用する作業	①		①
	・上記以外の作業（もんけんを除く。）	①	①	①
くい打くい抜機を使用する作業 ※圧入式くい打くい抜機を使用する作 業を除く。		①	①	①
くい抜機を使用する作業	・油圧式くい打くい抜機を使用する作業	①		①
	・上記以外の作業	①	①	①
びょう打機を使用する作業		②		②
インパクトレンチを使用する作業				②
さく岩機を使用する作業 ※1日における当該作業地点に係る2 地点の最大距離が50mを超えない作 業	・手持式ブレイカー（さく岩機として使 用）を含む作業	③		
	・上記以外の作業	③		③
空気圧縮機を使用する作業 ※さく岩機の動力として使用する作業 を除く。	電動機以外の原動機を用いるもので、原 動機の定格出力が15キロワット以上 の作業に限る。	④		④
コンクリートプラントを使用する作業 ※モルタルを製造するために行う作業 を除く。	混練機の混練容量が0.45立方メートル 以上のものに限る。	⑤		⑤
アスファルトプラントを使用する作業	混練機の混練重量が200キログラム 以上のものに限る	⑤		⑤
整地機又は 掘削機（バ ックホー 等）を使用 する作業	バックホーを使用する作 業	原動機の定格出力が80キキロワット 以上のもの（低騒音指定以外） ・上記以外の作業	⑥	
	トラクターショベルを使 用する作業	原動機の定格出力が70キロワット以 上のもの（低騒音指定以外） ・上記以外の作業	⑦	
	ブルドーザーを使用する 作業	原動機の定格出力が40キロワット以 上のもの（低騒音指定以外） ・上記以外の作業	⑧	
	（その他）整地機、掘削機 を使用する作業	・騒音振動両法の届出対象外で、バック ホー等に類する整地機、掘削機を使用す る作業		
鋼球を使用する作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物 を破壊する作業		②	⑥
舗装版破碎機を使用する作業 ※作業地点が連続的に移動する作業に あっては、1日における2地点の最大距 離が50メートルを超えない作業			③	⑦
ブレイカーを使用する作業 ※手持式のものを除く。 ※作業地点が連続的に移動する作業に あっては、1日における2地点の最大距 離が50メートルを超えない作業			④	⑧
振動ローラを使用する作業				⑩
発動発電機を使用する作業	原動機の定格出力が15KW以上のもの に限る。			⑪